

第 1 回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会 議事録

日 時	令和3年7月16日(金) 午前10時～12時	場 所	山梨県福祉プラザ4階大ホール
出席者	<p>(出席委員) 外川伸一委員、鷺見よしみ委員、五味和仁委員、塩澤ゆきね委員、磯野賢委員、田村一貴委員、櫻井茂委員 ※天野奥津江委員は欠席</p> <p>(事務局) 細田尚子課長、佐藤久子介護保険指導監、浅川弘文総括課長補佐、林史岳課長補佐、三井朝日主事</p>		
<p>◆次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 あいさつ (健康長寿推進課長) 3 自己紹介 4 座長選出 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 山梨県立介護実習普及センターの現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・概要説明 ・現地説明 (2) 山梨県立介護実習普及センターの在り方 6 閉 会 <p>◆配布資料</p> <p>【基本資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次第 ○名簿 ○座席表 ○山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例 ○山梨県立介護実習普及センターの管理に関する基本協定書 ○山梨県立介護実習普及センター在り方検討会設置要綱 <p>【説明資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①山梨県立介護実習普及センターの在り方検討について (資料1) ②R2年度指定管理施設概要説明書、指定管理施設の管理業務・経理状況説明書 (資料2) ③「介護実習・普及センター」設置状況等について (資料3) ④山梨県立介護実習普及センター在り方検討会アンケート (資料4) 			

附属資料：県立介護実習普及センター在り方についてのアンケート結果

⑤「山梨県立介護実習普及センター」の相談業務について（資料5）

附属資料：地域包括支援センターについて（厚労省HP掲載資料）

⑥福祉用具取扱事業所訪問の結果について（資料6）

⑦R3年度業務計画書（資料7）

【その他資料】

○リーフレット

○講座ポスター（3枚1セット）

○福祉用具取扱事業所一覧

○意見シート

○福祉用具展示室（現地視察用）

◆内 容

1 開会

2 あいさつ

細田健康長寿推進課長あいさつ

3 自己紹介

4 座長選出

5 議事

(1)山梨県立介護実習普及センターの現状と課題

・概要説明

※事務局より【説明資料】1～7により説明

(鷲見委員)

研修受講者数は講座募集定員に対して割合はどの程度か教えていただきたい。

(事務局)

R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、極端に数が少なくなっているため、R1年度の講座受講者について申し上げる。

基本事業は定員2,155名のところ2,387名が受講し、利用率は110.8%、支援事業は定員600名のところ393名が受講し、利用率は65.5%、養成事業は定員720名のところ415名が受講し、利用率は57.6%となっている。全体としては、定員3,475名のところ3,195名が受講し、利用率は91.94%となっている。

(田村委員)

今後在宅の方が増える中で、民間事業所に福祉用具を相談すると、営業

等があるため、センターのような中立的・客観的に福祉用具の質等を相談できる窓口はなくしていけないと考える。県議会での議論などにより既に方向性が決まっているのであれば、言わなければならない。県では、今後のセンター在り方に係る方向性を持っているのか、センターの機能などに対する評価について伺いたい。センターにはかなり頼っているため、廃止等は当会の活動に支障をきたす恐れがあり、心配している。介護・福祉については、慎重に検討する必要があると考える。

(座長)

方向性については、次の議題となるため、そこで発言いただいてもよろしいか。本議事では、事務局が説明したセンターの現状と課題についてご発言いただきたい。

(磯野委員)

数字について教えていただきたい。資料1「1概要(3)利用状況」に令和元年度の利用者数が14,073人と記載されている。資料2「指定管理施設の管理業務・経理状況説明書」には、講座受講者が3,195人と記載されており、資料5「山梨県立介護実習普及センター」の相談業務について(1)相談内容について(相談カード集計結果↓)1相談件数(件)においては、R1が393件となっており、講座受講者数と相談業務件数を合計しても利用者数には届かないと思われるが、内訳はどのようなになっているのか。

(事務局)

令和元年度の利用者数は実績報告としてセンターから公文書で提出されているので、内訳については皆さまに共有したいと考える。

(櫻井委員)

センター展示については、購入しているものか、あるいは借りているものか、ご教授いただきたい。

(事務局)

基本的には県の備品として購入している。

(センター所長)

センター展示については、購入したものもあれば、メーカーから提供されているものもある。提供されたものは申請をしてもらい、展示するか否かは、「介護機器普及事業運営協議会」に諮って決めている。

(鷺見委員)

福祉用具については、AI・ロボットなどの最新機器が販売されていると思うが、リニューアルの方法についてご教授いただきたい。

(事務局)

破損等したものは順次修理し、新しいものを購入している。ただ、県の予算は限られているので、その範囲で可能な限り、最新の機器を購入するよう努めている。

(鷺見委員)

最新の機器への対応はどのようにしているのか。

(事務局)

次の現地確認で説明させていただく。

(1)山梨県立介護実習普及センターの現状と課題

・現地確認

山梨県立介護実習普及センター(山梨県福祉プラザ1階)で現地確認

(2)山梨県立介護実習普及センターの在り方

(田村委員)

センターには、当会のセミナー等開催に係る講師紹介や必要な方へのチラシ等配布に協力いただいた。センターは介護分野で県と住民がつながる場所のひとつであると考えている。在り方を検討するうえで、どのような人が利用しているのかなど、福祉用具展示を含め、具体的に精査・分析、検討いただきたい。

また、市町村で開催される出前講座等はセンターで開催に向けた準備等を行ってきており、申込状況を見るとその集客力には目を見張るものがある。

(磯野委員)

在り方と言われると難しいが、論点としては、①福祉プラザ1階にあるセンターはどうか、②センターの機能をどう考えていくかの2点であると考え。

福祉用具を見に来る方は限られる一方で、講座を受講するためセンターを利用する方は多い印象を受ける。

センターに人を集めなくとも、センターが行っている出前講座という機能を活用し、より一層外にアピールできるのではないかと感じた。

(塩澤委員)

本日の検討会を通じて、センターが実施している講座は、特に子どもにとって有効であると考え。子どもが、成長過程において高齢者を知る良いきっかけになる。

福祉用具展示は新しい福祉用具が出てくるとどうかと思う一方で、実際に見て触れることができることは、利点であると考え。

(鷺見委員)

現地視察を通じて、若者や学生の介護教育の観点では、福祉用具の活用が有効であると理解できた。県民が福祉用具を知りたい、あるいは福祉用具をフラットに選びたいと考えた時、福祉用具を全て揃えることが困難であると想定される。介護支援専門員も似て非なるものの善し悪しは分からない。センターでより多くの福祉用具を展示できれば良いが、財源やスペースの問題で難しいと思われる。福祉用具専門相談員等に尋ねても、知識不足などにより欲しい回答が返ってこないことがあるため、利用者が最終的に福祉用具を選択できない場合がある。センターが福祉用具専門相談員やリハ職と連携して、福祉用具について学ぶ機会を創出できれば、一般県民がこうした専門の方を信頼しつつ、福祉用具を選択できるような良い流れができると考える。

また、研修の項目を見ると、県民ニーズを踏まえ研修を実施していると思われるが、社会福祉協議会が実施する福祉関係者向けの研修と重複している感があるため、研修の棲み分けが必要である

県民向けの研修については、初心者向け、上級者向けなどの指標（グレード）が設定されているとより一層分かりやすいと考える。というのも毎回改正される介護保険制度について、事業者にある程度説明が任されている部分がある一方で、県民に制度の理念などの基礎知識を知ってもらうことは大切であり、ある程度、県（センター）の役割であると考えからである。

(五味委員)

センターには研修や福祉用具展示など様々な役割があるが、全ての役割を一緒に考えることは難しい。実績を積み重ねる中で、必要なもの、不必要なものが見えてくると考える。今回初めて、センターについて知る機会を得たが、県内にはセンターを知らない方が多数いると思われるので、どちらかと言えば、外に発信することも含め、活動を広げていくことで、センターの役割や在り方、ニーズなど色々なことが見えてくると思われる。また、センターだけではなく、福祉用具専門相談員などつながることで、県民が困ったときにすぐに対応できるなど、センターの新しい活用方法が見えてくると考える。

(櫻井委員)

市町村の立場として、資料1にある市町村アンケート調査の結果にあるとおり、家族介護支援を目的とした実技講座は町単独で行うことは難しいため、引き続き県支援をお願いしたい。

またコロナ禍でオンライン講座のニーズは増すと想定されるが、オンライン講座を町単独実施は困難であるため、県に支援いただけるとありがたい。

全ての講座を開催して欲しい訳ではなく、認知症サポーター養成講座などある程度、市町村で実施している（できる）講座もあることから、県と市町村との業務の棲み分け（それぞれのやるべきこと）を検討する必要があると考える。

相談業務は、町の包括支援センターで大部分の相談対応を行っていると思われるので、町が担うべき役割が良いのではないかとと思われる。

(田村委員)

相談業務は市町村だけで担うことができるとは思えず、県民が困らないよう、窓口はたくさんあった方が望ましいと考える。

よく新しい施策を県で計画し、市町村での実施をお願いしているが、市町村の役割・業務が多すぎて、実際にやりきれていないことを聞いた。新しい施策が浸透しないことを多数見てきた。市町村がやりきれない部分をセンターが支援していくような機能を検討していく必要があると考える。

(外川委員)

皆さまの意見を整理し、こういう方向に持っていけば良いのではないかとこのことを話させていただく。3点申し上げたい。

1点目は、福祉は基本的には基礎的自治体である市町村が担うことが通説となっている一方で、縦割りにならないことに留意して、県と市町村との間に一定程度役割分担・仕組みが必要である。市町村で十分行える業務、行うことが難しい業務に大別ができ、後者を県が支援していく。お金が十分ある訳ではないので、いわゆる二重行政にならないようにしていただきたい。県の事業は地方自治法によれば、3つある。(1) 広域的事業(市町村の区域では行うことができない業務)(2) 連絡・調整業務(県と市町村が緊密な連携をとり、福祉行政に穴が空かないよう行う業務)(3) 補完業務(市町村は一般的に行財政能力が高くないため、本来市町村で行うべき業務であるが、県が代行するなど補う業務)の3つである。

また、県は市町村を包括するという観点から、(4) 支援業務もある。市町村が行っている業務に対して、財政的・物的・人的支援を行う。特に市町村で困っていることは、専門人材の確保である。福祉分野は様々な専門職が連携して進めていくものであるため、県が主導して専門職の確保を行う必要があると考える。例えばセンターが実施する専門職を講師とする講座がこれに該当すると思われる。

2点目は、民間との役割分担が必要であると考えます。

市場の状況は一般的に民間の方が敏感であると言われている。例えば、福祉用具の展示をどのような展示とするのが良いかは十分に検討する必要があると考える。民間との違いを打ち出すのであれば、センターは研修で使う福祉用具を中心に揃えていくことなどが考えられる。相談業務は、相談者を市町村につなぐなど、これはぜひセンターでやっていただきたい。せっかく民間事業者がいるので、民間と連携しながら、手を引くところは引くが、利用者が困らないよう対応いただきたい。

3点目は、介護保険制度を踏まえてセンターの在り方を検討する必要がある。センター設立時には、介護保険制度はなく、制度開始の2000年より市町村が主体的に実施している。基本計画を市町村が策定し、県が支援計画を策定することからも、県が市町村支援をしていく必要があり、介護保険制度や制度に基づく施策を踏まえたセンターの在り方を考える必要がある。

以上3点を整理した後、仮に指定管理者制度をやめ、事業を存続させる場合は、県が直営で行うあるいは委託で行うことになる。センターを廃止

する場合、いわゆる設管条例の廃止を議会にかける必要がある。

いずれにせよ、福祉サービスを受ける方やその家族などが困らないようにしていただきたい。

委員の皆さまの意見は個別具体的な意見だったので、制度に絡め、まとめさせていただいた。

委員の皆様には貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

事務局には次回検討会までに本日の意見踏まえ、在り方の素案作成をお願いしたい。

6 閉 会

以上